令和3年度飯塚市協働のまちづくり推進委員会報告書

令和 4 年 3 月 17 日

飯塚市長 片峯 誠 様

飯塚市協働のまちづくり推進委員会 委員長 貞 清 潔

飯塚市協働のまちづくり推進条例第 15 条に基づき設置された飯塚市協働のまちづくり 推進委員会(以下「推進委員会」)の令和 3 年度における協議結果について、下記のとおり 報告します。

記

1 令和3年度における推進委員会について

令和3年度は、「自治会」「まちづくり協議会」「市民活動」の3つをテーマとして、それぞれの課題を抽出し、グループワークによりテーマ毎の協議を実施し、課題解決に向けた施策や支援などについてまとめました。

本協議結果につきましては、自治会やまちづくり協議会、市役所内部にも公表いただき、今後のまちづくりを進めていくうえでの資料として活用いただければ幸いです。

2 委員会開催状況

(1)第2回推進委員会

開催日時:令和3年8月6日(金)14時~ 場所:市役所本庁4階入札室

協議事項:①地域、市民活動の現状と課題について (課題の抽出)

②令和2年度飯塚市協働のまちづくり応援補助金の実施状況(報告)

(2)第3回推進委員会

開催日時:令和3年10月7日(木)14時~ 場所:市民交流プラザ

協議事項:①テーマ毎の課題解決に向けた協議(グループワーク)

テーマ:「自治会」「まちづくり協議会」「市民活動」

(3)第4回推進委員会

開催日時:令和4年3月8日(火)14時~ 場所:市役所本庁2階多目的ホール

協議事項:①令和3年度推進委員会報告書について

3 協議結果

別紙【令和3年度推進委員会協議結果一覧表】のとおり

別紙【令和3年度推進委員会協議結果一覧表】

テーマ	各テーマの課題	課題解決への必要な施策・支援	備考
自治会	・自治会加入率低下(かなり低い) ・自治会への認識不足、自治会がしていることを知らない。 ・宅建協会との協定等の強化 ・自治会の役員の女性登用 ・自治会の役割(防災、公共交通、環境美化など)が大きくなっている。 ・自助・共助の確立と公助の支え ・自治会に加入しないことで情報が届かない。 ・配布物が届かない、市のどこで何があっているか情報の伝達方法 ・情報がないと(行事などにも)参加できない。 ・自治会加入事例(市内各地区)などを知りたい。 ・市役所職員の加入率向上 ・自治会未加入者に如何にして情報を届けるか。 ・地元自治会でいい取り組みをしていても情報が届かないと参加もできない。 ・集合住宅に住む方は期間が未確定であるものの、不動産業者等の協力を得て地域の活動(ゴミ集積所、防犯灯など)をできる限り伝えてもらって関わってもらう必要がある。 ・「関わらないからわからない」、「わからないから魅力がない」ので、メリットを説明する際は自信をもってしっかり伝える必要あり。	自治会や市民が行うこと ・自治会未加入者への組織や活動内容の周知 ・転入時の加入呼びかけ。 ・不動産業者と協力(当該自治会の説明など)し加入促進につなげる。 ・役員等の負担軽減を図る(会議や行事などの見直し、性別年齢問わず登用のための組織環境の改革、また自らが積極的に参画する)。 ・大学や専門学校、高校(研究室やサークルなど)と繋がる(学生と自治会に関してワークショップの実施、SNS等の活用の手助け、自治会の良い取り組みを広めてもらう等)。 ・世代ごとに広報やアピールの仕方を工夫する。 ・ZOOM会議等、時代に適応したやり方にチャレンジする。 ・各自治会・隣組単位での具体的な防災体制の確立 ・行事などを利用して、災害時における自治会の必要性や取組について、紹介、学習する場を設ける。 ・地域の小学校などと連携した子ども達も参加できる自治会活動の実施 「市政(市)が行うこと ・自治会加入促進に向けた支援方法の確立と、良い加入促進事例の公表 ・全ての市民に広報誌を届ける方法の検討・実施 ・行政としても不動産業者と協力し加入促進につなげる。 ・自治会への指導・助言(規約の見直しなど)を積極的に行うため、行政自身が法律や支援方法のスキルアップを図る。 ・自治会への指導・助言(規約の見直しなど)を積極的に行うため、行政自身が法律や支援方法のスキルアップを図る。 ・自治会と若者(学生)が交流できる場の構築(交流プラザの充実、つなぐカフェ活用) ・庁内掲示板に交流できる場の構築(交流プラザの充実、つなぐカフェ活用) ・庁内掲示板に交流でと少ー便りなどをアップし、地域行事や活動について情報提供し、職員に地域活動への参加を促す。 ・防災組織の未組織自治会に対しての組織づくりに関する研修の実施 ・自治会加入促進、活動の活性化に向けて庁内各課との連携強化を図る。	
まちづくり協議会	 ・地域の知識やノウハウをもった人が集まってそれを活用する必要がある。 ・まちづくりが広範囲になっており手が行き届かない。 ・まちづくり協議会の組織や規模、予算規模ではすべての解決はできない。 ・ノウハウや専門的知識、経験のある人材の発掘ができていない。 ・まちづくり協議会に対する地域の認知不足 ・まちづくり協議会活動の認知への取り組み ・協議会役員高齢化し、若者の参加が少なく斬新な意見が出ない。 ・他の団体との協働した取り組みが必要 ・自主財源の確保 ・イベントを行っても参加が少ない。 ・まちづくり協議会組織の再編 ・協議会の運営を高齢者でなく若い人に引き継いでいく必要あり。 ・若い人たちの意見を聞き入れて組織を発展させたい。 ・まちづくり協議会役員の女性登用(地域により差異があり) ・協議会認知度の低さ ・自治会とまちづくり協議会の役割分担 	まちづくり協議会や市民が行うこと ・活動参加者の意見を集約できる組織体制の構築 ・まちづくり協議会の組織や活動について、SNSなどを活用して、幅広く周知する。 ・学生など若い人の力を借りてまちづくり協議会のホームページやPR資料を作成し、魅力ある広報でアピールする。 ・大学や専門学校、高校(研究室やサークルなど)に呼びかけ学生の行事への参加を促す(参加することによる何らかのインセンティブの提供も検討する。) ・ボランティア団体への活動の協力・連携の声掛け ・他のまちづくり協議会や社会福祉協議会などとの情報交換や連携した事業の実施 ・規約、目的を明確化し、参加者にまちづくり協議会への理解の向上を図る。 ・性別年齢問わず、役員等の人材育成・確保できる組織環境の改革(自らが積極的に参画する) 「下政(市)が行うこと ・まちづくり協議会とボランティア団体や学生を繋ぐ場の構築 ・大学や専門学校、高校(研究室やサークルなど)と連携した活動の実施、継続のために、関係課を含め窓口の強化が必要 ・まちづくり協議会と大学が連携できる関係の構築(つなぐカフェの活用促進) ・まちづくり協議会と大学が連携できる関係の構築(つなぐカフェの活用促進) ・まちづくり協議会事例発表会の充実 ・事例発表会な広く周知し、まちづくり協議会以外の方の参加を促し、まち協活動を広くPRできるようにする。 ・ 「庁内掲示板に交流センター便りやまち協便りをアップし、職員に地域行事や活動について情報提供し参加を促す。 ・まち協への指導・助言(要網の見直しなど)を積極的に行うため、行政自身が法律や支援方法のスキルアップを図る。	
市民活動	・団体運営や設立、NPO法人の手続きなど専門知識を要す相談が可能な施設がない。 ・相談を受けたり、情報発信が可能な職員がいる施設がない。 ・専門知識を有した人材の育成、確保 ・市民活動団体の情報収集ができない。 ・地域活動団体(自治会、まち協)と市民交流団体(NPO、ボランティア)のコーディネート機能を持つ施設がない。 ・社会福祉協議会、コミュニティセンター、各地区交流センター等関連施設との連携強化・つなぐカフェでは県外、海外などの交流が多いが、市内の交流も進めば利用者増が見込める。 ・市民交流プラザは施設認知度が低い ・市民交流プラザは人材育成、事業見直しが必要・NPO、ボランティアが気軽に立ち寄れるような施設がない・NPO、ボランティアの活動内容の啓発・まちづくりは自治会、協議会だけでなく市民みんな(団体、企業、大学、福祉施設等々)で担う必要がある。 ・市民活動団体の育成 ・各活動団体の育成 ・各活動団体などへの支援(補助金) ・審議会のワークショップなどにおいて大学の活用をしてほしい。	市民活動団体や市民が行うこと ・組織や活動についてSNSなどを利用し積極的な広報に努め、情報をわかりやすく発信する。 ・独自のノウハウや情報、人材などを活用し機動性や柔軟性を生かしつつ、団体間の連携、協力を模索する。 ・市民や地域向けの活動報告の作成・広報を行う。 ・活動内容の意義を周知する。 ・地域活動団体との協働(連携) ・自らも市民交流プラザを活用し、情報の集約や施設のPRに協力する。 「行政(市)が行うこと ・NPO設立支援などを行えるよう、行政(市)自身が法律や支援方法のスキルアップを図る。 ・市民活動団体と連携した広報(市報、SNSなど)を行う。 ・市民交流プラザを市民や大学や専門学校、高校(研究室やサークルなど)、市民活動団体と地域を繋げる拠点施設とする。 ・市民交流プラザの周知を強化するとともに、使いやすい拠点施設となるようにする。	
飯塚市協働の まちづくり推進条例 について	・条例の周知が不足している。	・条例の概要版を活用し、市と自治会やまちづくり協議会、市民活動団体と一緒になって機会あるごとに協働のまちづくりについて周知に努める。 ・自治会やまちづくり協議会、市民活動団体をはじめ市民も協働のまちづくりについて理解に努める。 ・交流プラザや交流センターに条例資料を設置する。 ・市は条例を勘案した「新しいまちづくりに向けて(改訂版)」を作成する。	